

設備信託について(担保のための信託)

武 藤 達

1. はじめに

1. わが民法典が規定している約定担保物権は、個々の不動産・地上権または永小作権の上の抵当権並びに動産占有質および不動産占有質に限られており、複数の物の上に一箇の担保物権が成立することを認めず、また、動産非占有質は明文をもってこれを禁止しているところであり、能く経済取引の実際における需要に応えうる態勢にあるとはいえないことについては、つとに学説の指摘するところである。

その結果、一方においては、企業担担保、各種財団抵当権、動産抵当権に関する特別法の立法を見、他方においては、執行・換価手続における非効率性と相俟って、譲渡担保、仮登記担保、所有権留保約款附割賦販売（以下、所有権留保売買という）等のいわゆる非典型担保を生み出すに至った。これらの非典型担保は、所有権自体をして担保作用を営ませるものであり「所有権の移行過程を利用する物的担保制度」（鈴木祿弥教授）としてとらえられていることは周知の通りである。

2. 非典型担保の大宗をなす譲渡担保が、比較的最近に至るまでいわゆる目的超過説による「信託行為」として説明されていたことは周知の通りであるが、所有権を移転することによって担保の役割を果たさせようということであれば、ひとり「信託行為」ととどまらず、信託法上の信託によることも可能のはずであろう。

3. 信託の法理を応用した債権担保制度として、米国においては、‘deed of

trust' equipment trust' assignment for the benefit of creditors' 'trust receipt' 等の形で現に利用されており、U. C. C. にも規定されているところである。

4. 設備信託は、信託の法理を応用することによって、一方で設備資金の調達を図ると共に、他方において物的担保の供与をなさんとするものであり、この面において所有権留保売買ないし譲渡担保と機能的に類似した面をも有しているものである。また、本来信託法の予定していなかったであろう信託の特殊な応用形態の一ともいえるのである。

本報告は、担保のための信託として利用されている設備信託のもとにおける関係当事者間の基本的な法律関係について述べようとするものである。

5. 設備信託は、1845年に米国の海運会社によって採用され、その後鉄道会社によって広く利用されるに至った制度である。

この制度については、かなり早くからわが国にも知られていたが、その実現を見たのはようやく昭和31年になってからであった。

その仕組みについては、すでにご存知の方も多いことと思われるので詳しい説明は省略するが、ごく簡単にその基本的な仕組みを述べると次の通りである。⁽¹⁾

設備信託の目的物が動産の場合を例にとると、動産設備の売主と買主との間に受託者を介在させることがポイントになるのであり、売主が売買の目的物件である設備動産を受託者に信託する。これによって売主は、受益者となり信託受益権を取得する。一方、受託者は、信託の趣旨に従い、買主に対して当該物件を「売却ないし売却に至るまでの間賃貸」し、買主から賃料名義で売買代金相当額の割賦償還および割賦期間中の利息を収受し、これを受益者となった売主に交付する。受益者である売主は、受益権をそのまま持っていて良いし、また、これを他に譲渡することによって売買代金の早期回収を図ることもできるわけである。

設備信託のおおよその仕組みを簡言すると以上の通りであるが、わが国の経

済・金融環境乃至制度のもとでの設備信託のメリットを考えると、ほぼ次の四点をあげることができるであろう。すなわち、

第一に、買主は、長期賦払による設備購入が可能であり、かつ、賃借期間中も当該設備について減価償却を行うことが認められていること（国税庁通達昭和37年6月19日直審（法）第3号）。

第二に、売主は、信託受益権を他に譲渡することによって売上代金の早期回収を図ることができ、かつ、売買代金債権についての担保管理の手数を免れることができること。

第三に、増資または社債発行等に比較して簡単な手続で所要資金の調達が可能であること。

第四に、受益者すなわち売主または売主から受益権の譲渡を受けた者は、自己の有する買主に対する債権について物的担保を供与されたのと同等の効果を享受することができること、等がこれである。

6. この制度は、売主・買主間で直接所有権留保売買を行うのに代えて、目的物件に対する所有権を一たん受託者に帰属させ、彼をして、買主との間に所有権留保売買を行わせることによって、売主・買主間の売買契約を完結させることを目差すものであるといえる。

この制度は、担保目的で所有権を留保する者が、真の売主以外の者すなわち受託者である点が通常的所有権留保売買と異なる点であり、担保権を第三者に所得させるという点では、譲渡担保の一にも類似しているのである。事実、この制度に言及する学説⁽²⁾には、所有権留保売買の一種としてとらえる考え方と譲渡担保⁽³⁾の一種としての説明を与えるものとの双方があるのである。

なお、設備信託には、上に述べた受託者が目的物件の所有権を留保している形態のものの外に、受託者が所有権の留保を行うことなく受託者・買主間の売買契約により直ちに買主に完全な所有権を取得させるという形態のものも行われているが、以下では、最も標準的なパターンである所有権留保を行う形を例にとり、設備信託の成立から終了に至るまでを、時間的経過に従って各当事者

間の法律関係を述べることにする。なお、(売主＝製造業者)・買主(＝設備購入者)間の売買契約、売主・受託者間の信託契約および受託者・購入者(＝買主)間の賃貸借契約の各局面に応じて、設備動産製造業者のことを、売主・メーカー・委託者と、また、設備動産購入者のことを、買主・ユーザー・賃借人と、さらに信託会社のことを、受託者、賃貸人と呼ぶことにする。

2. 信託成立前

まず、信託成立前の段階について述べることにする。

1. 設備信託を採用する場合には、まず、売主、買主および受託者の三者間で設備信託に関する基本契約が締結される。

信託成立以前の段階における各当事者間の関係は、この基本契約および売主・買主で別途締結される契約(この契約は売買契約である場合の外、請負契約あるいは請負の規定の適用を受ける製作物供給契約である場合の方がむしろ多いかとも考えられるが、以下では単に売買契約とのみ呼ぶことにする)によって律せられるのである。

基本契約は、売主・買主および受託者の三者間で設備信託を行うこと、およびこれに伴う三者間の基本的な法律関係を定めるものであり、その主な内容は通常次の通りである。

第一に、設備動産の製作・信託および賃貸借に関する予約

第二に、瑕疵担保責任はメーカーが負う旨の特約

第三に、賃貸借期間中の危険負担はユーザーが負う旨の特約、等がこれである。

この基本契約に則ってメーカー・ユーザー間に売買契約、メーカー・受託者間に信託契約、受託者・ユーザー間に賃貸借契約が締結される訳であるが、基本契約はこれらの契約の予約という面を持つと共に、それらを統合してメーカー、ユーザーおよび受託者間の基本的役割を定めるものであり、設備信託の制度全体にとって重要な意義を持つものである。

基本契約締結後、ユーザーはメーカーに対して所要の設備動産を発注する訳

であるが、この段階では受託者は何等の役割を果すものではない。メーカー・ユーザー間の関係は、売主・買主間のそれであり、両者の間はすべてメーカー・ユーザー間の契約条項および補充的に民法典の規定が適用される訳であるが、当事者間に設備信託を採用することについての合意がある結果、両者の関係は通常の売主・買主間のそれと比べると若干の変更をもたらすこととなるのである。すなわち、

第一に、ユーザーはメーカーに対して完成した物を直接自己に引き渡すべきことを請求することはできない。彼は、信託設定のために受託者に引き渡すべきことを請求することができるにとどまるのである。

第二に、メーカーは、契約の成立によって報酬請求権を取得するが、彼は仕事の完成後もその権利を債務者であるユーザーに対して直接行使することはできないのである。彼は原則として受託者を經由して、すなわち信託受益権の行使という形式でのみその権利内容を実現することができるのである。報酬請求権がこのようなものである以上、メーカーによるその処分は認められるべきではないが、彼の一般債権者による差押えは認めざるを得ないであろう。もっとも、第三債務者である買主は、信託存続中は受託者にのみ弁済すべきであり、また、それで免責されるのであるから報酬請求権のみを差押えた差押債権者は自己の債権の満足を得ることは事実上不可能となるが、理論的には差押えに服するものと考えられる。

なお、ユーザー・メーカー間の契約の解除については、その契約がたとえば請負の規定の適用を受ける類型のものである場合には、民法第641条による解除権の行使を妨げられるものではない。ユーザー・メーカー間の契約が解除されると信託財産となるべき物の不存在が確定しその結果設備信託は設定されないことが確定する。すなわち、ユーザー・メーカー間の契約の解除は、基本契約が解除されたのと同様の結果を受託者となるべき者にもたらすのであるが、このことは、ユーザーによる解除権行使の妨げとはならないのである。というのは、基本契約の失効は、ユーザー・メーカー間の契約解除の反射的効果にすぎないのであり、設備信託制度の採用は、ユーザー・メーカー間の売買契約に

として従たる手段たる意味しか持ち得ないのであるから、同制度の採用についての三者間の合意がユーザーをして民法第641条の解除権を放棄させる趣旨までを含むものとは考えられないからである（ユーザーは売買契約を解除することを妨げられないが、解除をした場合には、受託者となるべき者に対して信頼利益を賠償する責に任ずることになる）。

なお、受託者となるべき者が設備信託成立以前に破産した場合には、基本契約全体の効力は失われないが、同契約中信託の予約に関する部分は効力を失うこととなる。けだし、破産者は信託の受託者となることはできない（信託法5条）からである。したがってこの場合には、基本契約中ユーザー・メーカー間の契約に関する部分のみが効力を維持することとなる。

3. 信託の設定

1. メーカー・受託者間

(1)設備動産の製作が完了するとメーカーと受託者との間で信託契約が締結され、これによって設備信託が設定されることとなる。

信託契約の主要な内容は次の通りである。

第一に、信託目的は、通常「目的物件をユーザーに対して売却ならびに売却に至るまでの間賃貸する」こととされている。

第二に、目的物件について信託の公示または信託財産である旨の表示を施すべきこと⁽⁴⁾

第三に、目的物件の維持・補修は、賃借人が行うものとし、受託者はその責に任じないこと、等である。

(2)信託契約の締結により設定される設備信託について当事者が意図する目的すなわち設備信託制度を採用する理由は二つある。

第一は、ユーザーが売買代金を完済するまでの間、目的物件に対する所有権を受託者が留保しており、その留保所有権によって売主の有する売買代金債権を担保すること、である。

第二は、留保所有権によって担保される売買代金債権を証書上に表彰するこ

とによってその売買を容易にし、売掛債権の早期回収を可能とすること、である。

これらの点について敷衍すると次の通りである。

まず、第一の担保的機能についてであるが、信託の設定により目的物件に対する所有権は委託者から受託者に移転するが、それは、受託者個人の固有財産となるのではなく、受託者個人から独立した、かつ、それ自体として統一性を具えた「特別財産」となるのである。信託法は第14条で「信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ属ス」と規定することによってその趣旨を表明しているのである。従って、設備信託の受益者となったメーカーの有する受益権は、信託財産の内容の変動をそのまま反映するものであるとともに、受益権は信託財産自体に対する物的な権利をも含むものであることが信託法によって保障されている（たとえば、受託者が信託の本旨に反する信託財産の処分をした場合には受益者は相手方または転得者に対してその処分を取消することができるのである—信託法31条）のである。その結果、受益者は、信託財産の実質的所有者たるの地位を占めることができるのであり、売主が自己を受益者とする設備信託を設定し、受託者をして信託財産を買主に賃貸させることとするならば、彼は、受益者として間接的にはあるが、自ら目的物件に対する所有権を留保しつつ割賦販売を行ったと同様の利益を享受することができるのである。つまり、設備信託は、これを全体としてみるならば、第三者に所有権を留保させることによって行う割賦販売の一類型として把握することができるのである。通常の所有権留保売買と比べると、売主が自ら留保所有権を有していない点が設備信託の特徴となる訳であるが、これにより売主は担保管理の煩を免れることができるとともに、他方買主にとっては目的物件に対する所有権取得期待権を害されるおそれが減ずるという長所を有することとなるのである（後述）。

ところで、売買代金債権を担保するための方法としては、所有権留保、譲渡担保等のようにより広く利用されている手段があるにもかかわらず、それらによらず設備信託が採用されることがあるのは、前述の利点の外に、より重要な

理由があるからである。それは、前記目的の第二の点、すなわち資金調達の便宜の問題である。

売主の関心が、自己の有する売掛代金債権の担保を確保することのみ向けられているのであるならば、代金完済に至るまでの間自ら目的物件に対する所有権を留保することによってでも、または一旦売却した後に買主をして目的物件について譲渡担保権を設定させることによってでもその目的を達成することができることは明らかである。しかし、売主の関心が担保の確保にとどまらず進んで自己の有する留保所有権または譲渡担保権によって担保されている売掛代金債権の流動化を望むならば、留保所有権または譲渡担保権付の債権を流通に適する形式、すなわち証券化することが最も適切な方法となるのである。この要求に応えるものが設備信託制度の採用に外ならないのであり、経済的に見るならば、設備信託を設定する主たる目的がここに存するものであることは言うまでもない。わが国においては、設備信託の受益権の有価証券化は未だ実現⁽⁵⁾していないが、この制度の将来にとって解決を要すべき課題の一つである。

(3)このように、受託者による担保としての所有権保有と売掛債権の流動性の向上という技術性を充たすために設定された設備信託における信託契約および賃貸借契約は、当初、売主・買主間で締結された売買契約とはどのような関係に立つかが次の問題となる。この問題については以下のように考えることができよう。すなわち、売買契約、信託契約および賃貸借契約の締結はすべて基本契約の枠組内で行われるのであって、当事者はそれに沿った効果意思のもとにこれらの契約を締結するのであり、従って、売主・買主間においては、売買の目的物件に対する所有権は売主から受託者、そして受託者から買主というプロセスを経て移転するのであり、売買代金の支払はその逆のプロセスを経て行われることが予定されているのである。すなわち、売買代金請求権、所有権移転請求権はすでに発生しているのであるが、これらは、売主・買主間の対向的な方向においては実現されることがないのであって、売主・買主間ではなお潜在的なものにとどまっているのである。これを顕在化—すなわち所有権の取得、売買代金の受領を実現する役割を果すのが、メーカー・受託者間における信託

契約の締結すなわち設備信託の設定および受託者・ユーザー間の賃貸借契約の締結に外ならないのである。この制度の下では、売主・買主間における売買契約上の売買代金請求権と所有権移転請求権とは互に対向的な方向では対立しておらず、それらはともに受託者に対して向けられているものであって、これらに対向させ相対立する権利・義務として実現するのが受託者・ユーザー間の賃貸借契約であり、受託者にそのような権限を付与するのが信託契約の役割に外ならないのである。すなわち、売買契約上の債務を基本契約に則って履行するために設備信託が設定されるのである。

(4)ところで、設備信託が、売主・買主間で締結された売買契約上の債務を履行するために設定されるものであるとすると、設備信託設定後の売主の地位および売買契約上の売買代金債権の帰趨がどのようなになるかが問題となる。この問題は、信託契約の目的となった信託財産は何であるか、ということを見ることによってその解答を引き出すことができるであろう。

信託された財産が何であるか、という問題については、およそ三つの考え方が可能である。

その第一は、留保所有権が信託されたとする考え方である。売買の目的物件は、信託設定後直ちにユーザーに賃貸されるのであり、受託者は留保所有権をもつこととなるのであるから、信託された財産は当初から留保所有権であったとする考え方である。

第二は、物自体（所有権）を信託財産とする考え方、であり

第三は、「売主たる地位」が信託されたとする考え方である。

まず、第一の留保所有権が信託されたとする考え方についてであるが、この構成は一寸採り難いであろう。なぜならば、留保所有権のみの信託であるとする、信託が設定される以前の段階において、売主・買主間で物権変動が起っており、売主の有していた所有権が留保所有権に転換し、かつ、買主は所有権取得期待権を取得していることになるが、売主・買主および受託者の三者間に設備信託採用についての合意があるにもかかわらず、受託者を介在させることなく売主・買主の間でのみこのような物権変動が起ったと考えることは当事者

の意思に合致しないものといわねばならない。さらに、留保所有権のみの信託であるとする、被担保債権と切離して担保物権のみの信託ということに帰着するのであり、受託者は、被担保債権である売買代金債権について弁済受領の権限をもたないし、また、ユーザーとの間で当該物権を目的とした賃貸借契約を締結する権限も有することにはならない、という難点が存するのである。売買代金債権も共に信託されたものと解することができるのであれば、弁済受領の権限に関する難点は消失するが、現在実際に行われている契約の文言を見ると、当事者にこのような効果意思があるかどうかは疑問であるし、また、当然のことながら債権譲渡の手続も踏まれていないのである。

第二、第三の構成はともに可能であり、第三の「売主たる地位」の信託と解するのは仲々に魅力的である。「売主たる地位」の信託として構成することができるならば、信託設定後は受託者が恰も売主の地位に立ち、当初の売主は売買契約の当事者から脱落してしまうのであるから、信託設定後も売主の許に売買代金請求権が残る（第一、第二の構成によるところなる）ことはなく、受益権証書は、目的物件、賃料債権、売買代金請求権などの全てを表彰することとなり、非常に簡明な形式となる。また、瑕疵担保責任についてわざわざ特約をおいたことに対しても積極的な意義づけを与えることができるのである。しかし、ここでの障害は、「売主たる地位」が信託法第1条に言う「財産権」に含まれるか否か疑問なしとしない点である。譲渡担保においては、「譲渡担保権者としての地位」の信託がありうる事は学説によって指摘されている所であるが「譲渡担保権者としての地位」といういわば特殊な事例—すなわち、譲渡担保においては、担保物件の所有者＝譲渡担保権者であること、および譲渡担保権者としての地位にはほとんど債務が含まれていないこと等の点において特殊性を有している—のであり、これをもってさらに広く「売主たる地位」にまでこの考え方を押し及ぼすことには躊躇を感じるのである。また、「売主たる地位」の信託であると解すると、契約締結の当事者の地位の変更をもたらすこととなるのであるから、売主・買主間の売買契約と、受託者・ユーザー間の賃貸借契約とは同一性をもつものと見られなければならないこととなるが、このように

解するには、両契約の内容・形式が異なりすぎていることも「売主たる地位」の信託と解するうえでの妨げとなるのである。結局、信託財産は、第二の考え方すなわち目的物件自体（＝所有権）と解するのが妥当である。売買の目的物件自体の信託と構成すると売買代金債権は信託設定後も依然として売主の許に残ることとなるが、売主は買主⁽⁷⁾に対して直接この権利を行使することができず、また、買主は受託者にのみ弁済をなすべきであり、かつ、それによって免責されるものであることはこの制度の仕組み上当然であるから実害はないと言える。売主から売買代金債権の譲渡を受けた第三者あるいは売買代金債権を差押えた差押債権者は、買主からの弁済を受けることができないこととなるが、これは一種の抗弁権付の債権について譲渡を受けた者あるいは差押をかけた者と同じ立場に立つものであって、設備信託における場合だけが債権譲受人または差押債権者の利益を害する訳ではない（譲受人は設備信託の受益権の譲渡を受けるべきであったし、差押債権者は同じく信託受益権を差押えるべきであったのである）。

このように解すると信託設定後もメーカーは、売主たるの地位を失うものではなく、また設備信託の設定が売主・買主間の売買契約上の債務を履行するための方法としてとらえられるべきものであることから、メーカーが瑕疵担保責任を負うことは、当事者の意思・取引慣行にも合致する当然のことということになるであろう。⁽⁸⁾

(5)信託設定の効果

(1)信託の解除

自益信託の場合には、信託法第57条により、委託者は何時にても信託の解除をなすことができるものとされている。自益信託が委託者＝受益者の財産管理機構と考えられるものである（後述）ことから、委託者が何時にても信託の解除をなすことができるのは当然であろう（民法651条参照）。しかし、設備信託においては、売主が受益権を譲渡する以前すなわち彼が委託者兼受益者である間においても彼に信託法第57条による解除権を認めることはできないのである。なぜならば、設備信託は、売買契約における売主・買主間の債務を履行するた

めのものとして設定されるのであるから、売買契約存続中はこれを否定することとなる信託の解除は認められるべきではないのである。すなわち、委託者兼受益者の解除権が否定されるのは、委託者・受託者間の信託関係に根拠をもつものではなく、売主・買主間の売買契約の存在が信託契約に及ぼす影響にすぎないのであって、信託契約の中に挿入されている委託者の解除権放棄の定めは、当然の事を定めた注意的な規定と解されるのである。ただし、委託者による解除が否定されるのは、信託法第57条に定める解除に限定されるべきであり、受託者に債務不履行があった場合には、民法第540条以下の一般原則による信託の解除が認められるべきことは当然である。信託法の一般原則から言うと受託者に債務不履行があった場合に委託者に与えられる救済は信託の解除ではなく受託者の更迭であるが、設備信託の場合には、たとえば、ユーザーが受託者に対して負っている賃貸借契約上の債務不履行が原因で受託者が債務不履行に陥り、しかも事態をそのまま放置しているような場合があれば、委託者に受託者の債務不履行を理由とする解除権が認められるべきである。

(2)受託者の不当処分

受託者が信託財産について信託目的に違反した処分を行った場合、目的物件が登記・登録すべき財産権であるときは「信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ」登記・登録すべからざる財産権であるときは「相手方及転得者ニ於テ其ノ処分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキ」は、受益者はその処分行為を取消することができる（信託法31条）。

2. ユーザー・受託者間

(1)メーカー・受託者間の信託契約の締結と同時に、ユーザー・受託者間で賃貸借契約が締結される。賃貸借契約において規定される主要内容は、

第一に、信託財産である目的物件を売却に至るまでの間ユーザーに賃貸する旨、

第二に、目的物件に「信託財産」である旨の表示板を付すべき旨、

第三に、目的物件の保全、補修は賃借人が自己の費用で行う旨、

第四に、目的物件に関する危険負担は賃借人が負う旨、等である。

受託者・ユーザー間の賃貸借は、目的物件の売却に至るまでの期間であり、賃貸借期間満了時にユーザーは受託者から賃借物件を購入すべきものとされている。賃借期間満了時におけるユーザーによる賃借物件の購入は彼の権利であると共に義務でもある。一般に、賃借人に目的物件の購入を義務づけその返還または賃貸借契約の告知を認めないタイプの契約は、売買と賃貸借との混合契約あるいは一の無名契約と見るべきではなく、契約全体としてはあくまでも売買として把握されるべきものであることは、夙に多数の学説の指摘するところである⁽¹⁰⁾。また、割賦販売における所有権留保の法律的性質については、停止条件附所有権移転であり、売買契約自体は無条件に成立しており停止条件にかかっているのは所有権移転の物権行為の効力発生であって、売買における所有権移転時期に関する特約の一つであること、また、売主と買主との関係を表す言葉として賃貸借、使用貸借の用語が用いられることがあっても、それらは買主の目的物に対する使用収益権限を作出するための表現に外ならず、賃料名義で授受される金銭は、割賦金と見られるべきであること等は通説の承認するところである⁽¹¹⁾。

設備信託の場合における受託者・ユーザー間の関係についても、これらのことはそのままあてはまるのであるが、そもそも設備信託の設定が、ユーザー・メーカー間の売買契約上の債務の履行のためになされるものであることを考えると受託者・ユーザー間の賃貸借契約は、実はユーザー・メーカー間の売買契約の内容の実現にほかならないのであるから、これはいわば当然の事理に属する事柄である。

(2)賃貸借契約締結後の受託者とユーザーとの関係は、割賦売主・割賦買主間のそれであり、両者の間に適用されるべき規範は、第一次的には割賦販売契約（設備信託の場合には賃貸借契約）であることはもちろんであるが、契約内容が不明確なときまたは欠缺があるときは、民法典の賃貸借の規定の適用や類推によるのではなくて、割賦販売における所有権留保が売掛債権担保のためであるところから、担保目的に照して当事者がいかなる法律効果の発生を意図して

いたかまたは慣習が要求しているかによって問題が処理されるべきであるとするのが通説である。⁽¹²⁾ 具体的には通常次のように説かれる。⁽¹³⁾

①内部における関係（危険負担、使用収益の態様、注意義務、費用負担等）は割賦販売契約によって処理されるのであり、所有権の所在は当事者間では無意味である。

②買主は通常目的物の処分権を有しない（ただし、所有権取得期待権を処分することは可能である）。買主の処分は無効であり、割賦買主より買い受けた第三者は即時取得の保護を受けるのみである（取引の対象が期待権の場合は別である）。また、買主の処分行為は犯罪（横領罪）を構成する。

③買主の債権者が目的物に対して執行してきた場合、売主は第三者異議の訴（民訴法549条）を提起することができる。

④買主が破産した場合、売主は取戻権（破産法87条）を有する。

⑤売主は所有権を留保しているから、目的物に対する処分権を失わない。従って、その処分は有効であり（ただし、割賦買主に対する関係では債務不履行となる）、割賦買主と新たな買主とのいずれが勝つかは対抗要件の問題となる。

⑥売主の債権者が目的物に対して執行してきても買主は第三者異議権を有しない。

⑦売主が破産した場合、買主は取戻権を有しない。

設備信託における目的物件をめぐる対内的効力および対外的効力についても原則として上記と同様に解することができるのであるが、しかし、設備信託においては、賃貸物件、賃料債権が信託財産となっていることから単なる所有権留保売買とは異なった取扱いを受ける点もあるのである。すなわち、

第一に、目的物件に対する所有権は受託者に帰属しているのであるから、メーカーおよびユーザーの債権者がこれに対して執行を加えることができないのは当然であるが、受託者の債権者も目的物件に対して原則として執行を加えることができないのである。目的物に対する執行が許されるのは、「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利に基ク場合」に限られるのである（信託法16条1項）。

第二に、メーカー、ユーザーまたは受託者のいずれが破産しても目的物件が破産財団に属することはない（信託法16条1項および破産法6条3項参照）。

第三に、受託者がユーザーすなわち賃借人に対して債務を負担している場合があっても、その債務が「信託財産ニ属セサル債務」であるときは、受託者・ユーザーのどちら側からも賃料債権と上記債務とを相殺することはできない（信託法17条）。

対内的効力においては、単なる所有権留保売買も設備信託も大差はないが、対外的効力においては、執行の対象にならないし破産財団に属することもないという大きな特徴を有しているのである。通常の所有権留保売買における上記効力のうちとくに㊦㊧については買主の保護に欠けるものであると批判されるが設備信託の上記特徴はこの欠点を緩和するものであろう。また、受託者に信用力のある者を選ぶならば、売主の不当処分による買主の不利益（上記㊦）も事実上これを回避⁽⁴⁾することができるのである。

(3)所有権留保売買と対比した場合、設備信託について考慮すべき問題として抗弁の対抗の可否の問題がある。すなわち、信託設定後は、売主と買主との関係はもっぱら受託者を介して処理されることとなるのであるが、売買契約、信託契約および賃貸借契約は、それぞれ異なった当事者の間で形式上は別個の契約として締結されているのである。そこで、通常の割賦販売であれば買主が売主に対して主張しうる抗弁事由にあたるものをユーザーが有している場合にそれをもって受託者に対抗することができるかが問題となる（たとえば、目的物件に瑕疵があり、ユーザーがその修補または損害賠償の請求を行ってもメーカーがこれに応じないときは、ユーザーは、受託者に対して賃料の支払を拒むことができるかという問題である）。実際に行われている設備信託の契約では、目的物に瑕疵があることをもって受託者に対抗することができないという趣旨の特約が挿入されているので、実務上の問題を生ずることは、まずあるまいと考えられるのであるが、このような特約が必要とされるのは論理的には抗弁の対抗が可能であることを前提としている筈であるので、このような前提が成立する理由について触れておくこととしたい。

設備信託に特有の事情として、第一に、売主・買主間において予め当該物件を売主が受託者を經由して買主に売却する旨の合意が成立しており、設備信託の設定は売主・買主間の売買契約の履行のためになされるものである点があげられるのであり、

第二に、委託者である売主と受益者とが同一人格であること、すなわち自益信託である点があげられるのである。

まず、第一の事情について見ると、ユーザーの有する抗弁事由がユーザー・メーカー間の売買契約に基づいて発生したものである場合には、その抗弁をもって受託者に対抗しうるのは当然と言わねばならないであろう。なぜならば、メーカー・受託者間、受託者・ユーザー間およびメーカー・ユーザー間の三契約は互に他を前提条件としているという意味において一体となって存在しているのであり、かつ、受託者の存在は、メーカー・ユーザー間の売買契約履行のための手段としての位置を占めるにすぎないのであって、受託者自身はこの取引に固有の利益を持つものではないからである。従って、ユーザーが売買契約に基づいて発生した抗弁事由をメーカーに対して有している場合には、これをもって受託者に対抗させることとしても受託者はそれによってなんらの不利益を蒙るものではないし、かつ、対抗を認めることがメーカー・ユーザー間の衡平を保つ上からも至当と考えられるのである。⁽¹⁹⁾

第二の事情は、設備信託に特有の問題ではなく、信託の基本的構造にかかわりを持つ信託一般の問題である。信託の基本的なパターンと考えられている他益信託が間接の贈与として把握されていることは周知の通りである。⁽¹⁹⁾ところが、委託者と受益者とが同一人格である自益信託の設定には委託者から受益者への間接的贈与という契機が存在しないのであり、そこには、信託を設定する行為の中に信託財産について委託者からの他人性の創出という要素を見出すことができなくなるのである。自益信託の設定は、委託者がその財産を自己のため他人をして管理させるために行われるのであって、受託者は委託者の財産管理機構と考えられるに至るのである。すなわち、自益信託においては、委託者＝受託者という関係に非常に近くなるのである。⁽²⁰⁾従って、自益信託の形をとる設

備信託においては、ユーザーがメーカーに対して有する抗弁事由をもって受託者に対抗することを比較的容易に認めることができるのである。また、ユーザーがメーカーに対して相殺に適する債権を持っている場合には、これを自動債権として賃料債務と相殺することも可能となるであろう(英米法にいう equitable set off と同じ結果を認めることとなる)。なお、他益信託の形で設備信託が設定された場合にも、売買契約上の抗弁事由であるならば、対抗を認めてもよいと考えられる。受託者の有する受益権の内容が信託財産の内容の変動を反映するものであることは信託の基本的構造であるから、受益権の内容は売買契約の内容から自由ではあり得ないのであり、売買契約上の抗弁事由は受益権に内在的に附着しているものというべきだからである。抗弁の対抗を受けた結果、受益者が自己の有すを受益権について損害を受けることがあれば、それは委託者と受益者との間の対価関係で処理されるべき事柄というべきである。

当初自益信託の形で設定された設備信託の受益権が譲渡された後についても、これと同様に考えれば良いであろう。

(3)割賦販売契約で代金完済に至るまでの売主・買主間の関係を賃貸借と表現しているときは、割賦代金は賃料名義で支払われることになるであろう。割賦販売の場合の賃料は、単に利息のみにとどまるものではなく、元本に相当する割賦代金自体をも含んでいるのであるから、譲渡担保の場合とは異なり、賃料不払を理由とする割賦販売契約の解除は、原則として認められるべきであり、割賦販売法も割賦金不払を理由とする解除に関する規定を置いているのである(同法5条)。ところで、設備信託においては、受託者はユーザーとの関係においては賃貸人たるの地位にあるとともに同時に委託者との関係においては受託者たる地位にあり、信託目的(＝ユーザーへの目的物件の賃貸が正にこれである)に従って信託財産である売買の目的物件を管理・処分すべき義務を負っているのである。そして、信託契約と賃貸借契約とは相互に他の契約の存在を前提としてこそはじめて意義を有するものであり、従って、信託契約によって受託者にのみ信託を解除する権能が与えられているときは、信託の解除事由と賃貸借契約の解除事由とは内容的に同一のものであることが要求されるであらう

う。

賃貸借契約の解除は、信託の終了をもたらすが、このことは直ちにメーカー・ユーザー間の売買契約の解除をも意味するものではない。売買契約は、その履行の手段たる設備信託の終了によってこれまで冬眠状態であったのをやめるのであり、その段階で両当事者に売買契約を維持するかそれともこれを解除するかを選択の余地を与える必要があるからである。

3. 売主・買主間

売主・買主間の売買契約は、設備信託設定後は冬眠状態に入るのであり、信託存続中その状態が続くのである。従って、売主・買主間には瑕疵担保責任を除けば信託存続中はもはや直接の交渉を生ずることはないのである。

4. 設備信託の終了

設備信託の終了事由は、信託目的の達成すなわち賃借人による目的物件の購入代金の完済であり、あるいは目的達成不能の確定たとえば目的物件の滅失、賃貸借契約の解除等がこれにあたる。

また、信託契約の解除が信託の終了をもたらすものであることは言うまでもない。

5. むすび

以上、述べたように、設備信託は、信託を通じて割賦販売契約上の債務を履行しようとするものであるが、その特徴は、信託の法理を用いることによって資金調達と担保供与とを同時に果そうとするところにある。すなわち、売買の目的物の所有権が、売主から受託者、受託者から買主へと移転する過程において、買主が売買代金を完済するまでの間、目的物件に対する所有権を受託者の許にとどめておくことによって実質的に売買代金債権を担保する作用を営ませると同時に、受益者たる売主が自己の有する信託受益権を処分することによって売掛債権の流動化を図るものである。それは所有権留保売買に類似した非典

型担保の一であるとともに、信託の特殊な利用形態の一でもあるのである。

U. C. C. は、周知の通り設備信託を他の動産担保権と同一平面上で捉えているのである。⁽¹⁰⁾わが国においても、非典型担保としての担保物権法上の位置付けと、信託の特殊な利用形態であるところから、信託法固有の領域からの検討が進められるべきであろうと考える次第である。

- (1) 設備信託の仕組みの具体的な説明については、当日窪田教授より簡明な報告がなされているので省略する。
- (2) 四宮和夫「信託法」10頁、来栖三郎「契約法」179頁。
- (3) 清水誠「企業をめぐる信用と担保制度」(現代法第9巻)208頁。
- (4) 動産で信託の公示方法が法定されているのは船舶、建設機械のみである。これ以外の一般の動産設備については「信託財産」である旨を表示したプレートを貼付することが行われている。このプレートは、信託の公示にはならないが、即時取得を防止する効果はある。
- (5) 米国においては、流通証券 (Negotiable Instrument) ではないが、資本市場において有価証券として取引の対象となっている。
- (6) 四宮和夫「譲渡担保」(総合判例研究叢書第17巻)86頁、鈴木祿弥「譲渡担保」(経営法学全集第9巻「企業担保」所収)174頁。
- (7) 税務上の取扱いでは、受益権による代物弁済とされている(国税庁通達信託車りょう等に関する法人税の取扱いについて」昭和37年6月19日直審(注)第3号。
- (8) 従って、基本契約中の瑕疵担保責任に関する規定は注意的担保にとどまる。
- (9) 本報告終了後の質疑の中で、大阪谷教授よりご教示頂いたものである。
- (10)(11) 我妻栄「債権各論」中巻(1)317頁、柚木馨「注釈民法」14巻57頁等。
- (12) 幾代通「月賦販売の法律構造」法律時報27巻3号264頁
- (13) 鈴木・前掲書309頁以下、我妻、柚木・前掲書、幾代「割賦販売」契約法大系第2巻289頁以下等。
- (14) 目的物の所有権が受託者に帰属するところから、不法行為責任(たとえば民法717条の責任)は受託者が負うことになるか否か問題とされよう。受託者が有しているのは担保のための所有権であるから、実質関係を考慮すると受託者に不法行為責任を負わせるのは適当でないとするが、現行法の解釈としては受託者が責任を負うものとせざるを得ないであろうか。

(15) ただし、受託者の立場にあたる者が一連の取引に固有の利益を有している場合であっても、政策的判断から、買主が売主に対して有する抗弁をもって受託者の立場にあたる者に対抗することを認めるのを是とする場合も考えられるのである。たとえば、いわゆる提携型の消費者ローンにおける貸主と借主との関係においてこれにあたるケースがあることと思われる。

(16) たとえば、入江真一郎「通常ノ場合ニ於テ受益者ハ委託者又ハ受託者以外ノ第三者ナルコト多シ、然レドモ我信託法ハ委託者自ラ受益者タルコトヲ禁ゼザルハ信託法第57条ニ『委託者が信託利益ノ全部ヲ享受スル場合』ト規定シアルニ依リ明カナリ、」改訂信託法原論108～109頁。

青木徹二「委託者自身モ亦受益者タリ得ル事ハ第57条ノ間接ニ示ス所ナリ」信託法論52頁。

(16) 河合博「他益信託はエクイタブル・エステートの形です。信託と言ふテクニックを用いた。謂はば間接の贈与なのである」法学協会雑誌51巻2281頁注191。

(17) 自益信託については、「処分授權」が信託的行為発展の到達点をなす、との安達教授の指摘がある（「指名債権譲渡における債権者の異議なき承諾」法学志林61巻2号92頁）。なお、財産管理機構としての信託については、四宮和夫「財産管理制度としての信託について」（於保不二雄先生還暦記念論文集，所収）がある。

(18) U. C. C. 9—102 (2)

（東洋信託銀行業務部調査役）